

福島県県北・県中・県南・会津・いわき地方環境放射線  
モニタリング・メッシュ調査（詳細調査）業務

一 般 競 争 入 札  
入 札 説 明 書

令和5年9月

福島県環境創造センター

# 入札説明書

この入札説明書は、福島県県北・県中・県南・会津・いわき地方環境放射線モニタリング・メッシュ調査（詳細調査）業務について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）、福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）及び一般競争入札（以下「入札」という。）の公告の規定等に基づき、福島県が発注する業務委託契約に関し、入札に参加する者（以下「入札者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を定めたものである。

## 1 発注者（契約権者）

福島県環境創造センター所長 青木 浩司

## 2 入札に付する事項

### (1) 件名及び数量

福島県県北・県中・県南・会津・いわき地方環境放射線モニタリング・メッシュ調査（詳細調査）業務 一式

### (2) 調達案件の仕様等

別紙仕様書のとおり。

### (3) 履行期間

契約締結日から令和5年12月28日まで

### (4) 納入場所

福島県環境創造センター（福島県田村郡三春町深作10番2号）

## 3 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件をすべて満たしている者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

(1) 施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

(2) 公告の日から入札の日までの間に福島県から入札参加資格制限措置を受けていない者であること。

(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者にあつては、当該手続開始の決定を受けた後に、この入札に参加することに支障がないと認められる者であること。

(4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者でないこと。

(5) 平成30年10月20日から令和5年10月19日の間、国、地方公共団体、独立行政法人、国立大学法人又は地方独立行政法人においてこの公告に示した業務若しくはこれと類似する業務を受託した実績を有するものであること。

(6) 県内に本社、支社又は営業所を有していること。

#### 4 入札に参加する者に必要な資格の確認

(1) 入札に参加を希望する者は、3に掲げる必要な資格の確認を受けるため、次のアからエに掲げる書類等を、令和5年9月20日(水)から令和5年10月10日(火)まで(土曜日、日曜日、祝日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分までに、5の(1)に掲げる場所に郵送又は持参により提出すること。ただし、郵送による場合は、書留郵便とし、令和5年10月10日(火)午後5時15分必着とする。

なお、期日までに提出を行わなかったときには、入札に参加する者に必要な資格が与えられないので注意すること。

このほか、必要に応じて入札参加資格を確認するための書類の提出又は聴取等を求めることがある。

ア 一般競争入札参加資格等確認申請書(様式1)

イ 会社概要(任意様式による)

前記3の(6)の内容も含むこと。

ウ 業務経歴書(様式1-1)

エ 返信用封筒(長3号)

表に申請者の住所及び商号又は名称を記載し、簡易書留料金を加えた所定の料金の切手を貼ること(内容物はA4版1~2枚程度)。

(2) 資料作成等に要する費用は入札者の負担とし、いったん受領した書類は返却しない。

(3) 入札参加資格の有無については、一般競争入札参加資格確認通知書(様式2)により令和5年10月12日(木)以降、入札者に対して通知する。

#### 5 入札書の提出場所等

(1) 入札に関する書類の提出及び契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所

郵便番号 963-7700

住所 福島県田村郡三春町深作10番2号

福島県環境創造センター 調査・分析部 放射能調査課

電話 0247-61-6148

FAX 0247-61-6119

電子メールアドレス houshanou-chousa@pref.fukushima.lg.jp

(2) 入札説明書及び入札等関連資料の配付期間

令和5年9月20日(水)から令和5年10月18日(水)まで(土曜日、日曜日、祝日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分まで。

郵送による配付を希望する場合は、日本産業規格A列4番の大きさの用紙50枚が入る程度の大きさで、所定の料金の切手を貼ったあて先明記の返信用封筒を同封のうえ、5の(1)に掲げる場所まで令和5年10月2日(月)午後5時までに必着で請求すること。

なお、福島県環境創造センターホームページからダウンロードして入手することができる。

(3) 入札書及びその添付書類の提出期限及び提出場所

- ア 期 限 令和5年10月18日(水) 午後5時必着
- イ 場 所 5の(1)に掲げる場所に同じ

(4) 開札の日時及び場所

- ア 日 時 令和5年10月19日(木) 午前9時30分
- イ 場 所 福島県環境創造センター本館 1階 連携研究室1

## 6 入札書の提出方法

(1) 入札書は、指定の入札書(様式3)に必要とする事項を記載し、上記5の(3)で指定する日時までに郵送すること。

(2) 入札書を郵送(書留郵便に限る。)する際は、二重封筒とし、入札書のみを中封筒に密封のうえ、当該中封筒及び外封筒に次のア、イに掲げた事項を記載し、期限必着となるように送付すること。

ア 氏名(法人にあつては、商号又は名称)

イ [10月19日開札「件名:福島県県北・県中・県南・会津・いわき地方環境放射線モニタリング・メッシュ調査(詳細調査)業務」の入札書在中]

なお、電報、電送その他の方法による入札は認めない。

(3) 入札書には、次の事項が記載されていなければならない。

ア 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 入札者の住所、商号又は名称、代表者職・氏名の記載及び代表者の押印(外国人の署名を含む。以下同じ。)をすること。

## 7 入札保証金

(1) 入札に参加を希望する者は、5の(4)に掲げる日時までに見積もった金額(消費税及び地方消費税を含む)の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。

(2) 入札保証金は、県が発行する納入通知書により現金(現金に代えて納付する小切手にあつては、福島県指定金融機関又は福島県指定代理金融機関が振り出したもの又は支払保証をしたものに限る。)で納めるものとする、又はその納付に代えて担保として財務規則第169条第1項各号に規定する有価証券を提出するものとする。

(3) 入札者で入札保証金を納付した者は、入札保証金を納付した領収書を5の(4)に掲げる日時および場所に持参すること、又は返送用封筒(所定料金の切手を貼付)を添えて6の(2)の入札書とともに郵送すること。

(4) 財務規則第249条第1項各号(別記1)に該当する場合は、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

(5) 入札保証金の納付及び還付については、別に定めるところによる。

## 8 入札方法及び開札等

- (1) 開札は5の(4)で指定する日時及び場所で行う。
- (2) 開札は、本入札執行事務に関係のない職員を立ち合わせて行うものとする。
- (3) 開札の結果、予定価格の範囲内の価格の入札者がいないときは、再度入札に付すことができるものとし、再度入札の方法については、別途通知する。  
なお、再度入札の回数は、原則として2回を限度とする。
- (4) 初回入札が無効(ただし、下記12の(4)～(6)に該当する場合を除く)となった者は、再度入札に参加できないものとする。

## 9 入札者参加者に要求される事項

入札者は、入札書及び添付書類を期限まで提出しなければならない。また、入札者は、開札日の前日までの間において提出した書類に関し、福島県環境創造センター所長から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

### 10 入札心得

- (1) 入札者は、入札説明書、仕様書等を熟知のうえ入札しなければならない。
- (2) 入札書は郵送により、指定の日時まで確実に到着しなければならない。
- (3) 入札者は、入札書を一旦提出した後は、開札の前後を問わず書換え、引換え又は撤回をすることができない。

### 11 入札の取り止め等

入札者が連合(談合)し、又は不穩の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取り止めることがある。

また、天災その他やむを得ない事由が生じたときは、入札の執行を延期し、又は取り止めることがある。

なお、これらの場合において入札参加者に生じた損害は、入札参加者の負担とする。

### 12 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

- (1) この入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
- (2) この入札説明書において示す入札に関する条件に違反した入札
- (3) 所定の入札保証金又は有価証券を納付又は提供しない者のした入札
- (4) 記名、押印を欠く入札
- (5) 金額を訂正した入札
- (6) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- (7) 同一人が同一事項に対して2通以上の入札をし、その前後を判別することができない入札又は後発の入札
- (8) 明らかに連合(談合)によると認められる入札
- (9) その他、入札に関する条件又は県において特に指定した事項に違反した入札

### 1.3 落札者の決定方法

- (1) 財務規則の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札した者を落札者とする。  
ただし、施行令第167条の10第1項の規定を適用する必要があると認めるときは、最低の価格をもって入札書を提出した者以外の者を、落札者とすることがある。
- (2) 落札となるべき同価の入札書を提出した者が2人以上あるときは、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせて落札者を定める。
- (3) 入札者がいないとき、又は再々度入札を執行しても落札者がいない場合は、施行令第167条の2第1項第8号の規定により随意契約をすることができる。
- (4) 入札結果については、すみやかに入札参加者に対し電話等により連絡する。

### 1.4 契約保証金に関する事項

- (1) 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。
- (2) 契約保証金は、県が発行する納入通知書により現金（現金に代えて納付する小切手にあつては、福島県指定金融機関又は福島県指定代理金融機関が振り出したもの又は支払保証をしたものに限る。）で納めるものとする、又はその納付に代えて担保として財務規則第169条第1項各号に規定する有価証券を提出するものとする。
- (3) 財務規則第229条第1項各号（別記2）に該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- (4) 契約保証金の減免については、落札者に別途連絡する。
- (5) 契約保証金の納付及び還付については、別に定めるところによる。

### 1.5 契約書の作成

- (1) 契約書を作成する場合においては、落札者は、発注者が交付する契約書（案）に住所・氏名その他必要な事項を記載し、これに記名押印し、関係書類を添えて落札決定の日から起算して10日以内に、これを契約権者に提出しなければならない。ただし、契約権者の書面による承諾を得たときは、この期間を延長することができる。
- (2) 契約の確定時期は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第5項の規定により両者が契約書に記名押印したときに確定するものとする。
- (3) 落札者が、15の（1）に規定する期間内に契約書案を提出しないときは、落札を取り消すことがある。
- (4) 落札者の決定後、契約が確定するまでの間において、当該落札者が公告に掲げる入札に参加する者に必要な資格に関する事項のいずれかの要件を満たさなくなった場合は、契約を締結しない。

### 1.6 契約条項

契約書（案）及び財務規則による。

## 17 その他

- (1) 入札に参加を希望する者は、仕様書等について疑義がある場合において、一般競争入札仕様書等に関する質問書（様式4）により、説明を求めることができる。

質問書によるものは、一般競争入札仕様書等に関する回答書（様式5）により回答するほか、福島県環境創造センターホームページに掲載する。

受付期間 令和5年9月20日（水）から令和5年10月2日（月）まで（土曜日、日曜日、祝日を除く。）

受付方法 郵送、電子メール又は持参

受付場所 5の（1）に掲げる場所

回答予定日 令和5年10月4日（水）

- (2) 本入札説明書受領者は、本入札手続き以外の目的で次の行為を行ってはならない。

ア 本説明書の第三者への閲覧、貸与又は譲渡

イ 第三者への配布を目的とした本説明書の複写

ウ 第三者への本説明書複写物の配布

## 別記 1

### 福島県財務規則（抜粋）

#### （入札保証金の減免）

第249条 前条の規定にかかわらず、契約権者は、次に掲げる場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

- (1) 一般競争入札に参加しようとする者が保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結しているとき。
- (2) 一般競争入札に参加する資格を有し、過去2年間に官公署（予算決算及び会計令第99条第9号に掲げる沖縄振興開発金融公庫等を含む。）とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたり締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を締結しないおそれがないと認められるとき。
- (3) 試験研究、調査等の委託契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- (4) その他別に定めるとき。

2 契約権者は、前項の規定により入札保証金の全部又は一部の納付の免除をする場合においては、入札に参加しようとする者ごとにこれを告げ、かつ、その旨を明らかにした書類を作成しておかなければならない。

## 別記 2

### 福島県財務規則（抜粋）

#### （契約保証金の減免）

第229条 前条の規定にかかわらず、契約権者は、次に掲げる場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

- (1) 契約の相手方が官公署及び知事がこれに準ずるものと認める法人であるとき。
- (2) 契約の相手方が保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結しているとき。
- (3) 契約の相手方から委託を受けた保険会社、銀行、農林中央金庫その他予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第100条の3第2号の規定により財務大臣が指定する金融機関（次条第2項において「保険会社等」という。）と工事履行保証契約を締結したとき。
- (4) 過去2年間に官公署（予算決算及び会計令第99条第9号に掲げる沖縄振興開発金融公庫等を含む。）とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたり締結し、これらを全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
- (5) 随意契約を締結する場合において、請負代金又は契約代金の額が100万円未満であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
- (6) 1件500万円未満の物品の購入契約を締結する場合において、当該契約に係る物品が当該契約において定める期日までに確実に納入されるものと認められるとき。
- (7) 1件500万円未満の建設工事又は製造の請負契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。



- (8) 1件300万円未満の工事（建設工事を除く。）の請負契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
  - (9) 工事等の請負契約の締結後に当該工事等に係る請負代金の額を変更する場合において、変更後の請負代金の額に100分の10（建設工事又は製造以外にあつては100分の5）を乗じて得た額が既に納付された契約保証金の額の二倍未満の額であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
  - (10) 除染作業業務委託契約又は森林整備業務委託契約の締結後に当該業務委託に係る業務委託料を変更する場合において、変更後の業務委託料に100分の5を乗じて得た額が既に納付された契約保証金の額の二倍未満の額であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
  - (11) 応急仮設住宅撤去業務の契約締結後に当該撤去業務に係る契約金額を変更する場合において、変更後の契約金額に100分の5を乗じて得た額が既に納付された契約保証金の額の二倍未満の額であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
  - (12) 1件の契約金額が500万円未満の契約を締結する場合において、契約の相手方が第1号に掲げる公共団体以外の公共団体又は公共的団体で知事が指定するものであるとき。
  - (13) 県において公用又は公共の用に供するため財産を購入する場合において、当該契約の締結と同時に登記義務者から登記をすることについての承諾書の提出があり、かつ、当該財産の引渡し拒絶されるおそれがないと認められるとき。
  - (14) 法令に基づき延納が認められる場合において確実な担保が提供されたとき。
  - (15) 財産を売り払う契約を締結する場合において売払代金が即納されるとき。
  - (16) 試験研究、調査等の委託契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
  - (17) 県において公用又は公共の用に供するため財産を借り入れる場合において、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
  - (18) 貸付契約、補償契約その他契約の性質上契約保証金を納付させることが適さない契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
- 2 前項第5号の場合において、当該契約の相手方が当該契約に関して当該契約の相手方と同種の営業を営み、かつ、県内に主たる営業所を有する者で契約権者が確実であると認めるものを連帯保証人として立てるときは、同項第5号中「100万円未満」とあるのは、「300万円未満」と読み替えるものとする。